

令和4年9月28日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	神奈川県食育推進計画の改定について……………	1
II	神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の素案について……………	4
III	第4期丹沢大山自然再生計画の素案について……………	9
IV	第2次神奈川県イノシシ管理計画の素案について……………	14
V	第5次神奈川県ニホンザル管理計画の素案について……………	17
VI	第5次神奈川県ニホンジカ管理計画の素案について……………	20
VII	かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画について……………	24
VIII	かながわ農業活性化指針の改定骨子案について……………	44
IX	公益社団法人神奈川県農業公社と一般社団法人神奈川県農業会議 の合併について……………	47

I 神奈川県食育推進計画の改定について

平成30年3月に策定した「神奈川県食育推進計画（平成30年度～令和4年度）」について、計画期間が満了し、計画を改定する必要があるため報告する。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

将来にわたり健康で長生きできる社会の実現を目指し、県と市町村、県民、団体、事業者が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「神奈川県食育推進計画」を改定する。

(2) 計画の性格

食育基本法第17条に基づく都道府県食育推進計画であり、今後の本県の食育推進の方向性、目標等を定めるとともに、県が取り組むべき施策を明らかにするものである。

(3) 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間とする。

(4) 対象区域

県内全市町村とする。

(5) 計画改定の考え方とポイント

次の事項等を踏まえて改定する。

- ・ 国の第4次食育推進基本計画との整合。
- ・ 「未病改善」の視点から、県民が「食」を通じた健康づくりに自ら取り組んでもらうよう、家庭や学校、地域などにおける個々の施策を体系付ける。

2 改定骨子案

(1) はじめに

- ア 計画策定の趣旨
- イ 計画の位置づけ
- ウ 計画の期間
- エ 計画の対象区域

(2) かながわの食をめぐる現状

- ア 食生活と健康
- イ 食を取り巻く環境
- ウ 食に関する情報

(3) 神奈川県が目指す食育の方向

- ア 基本理念
- イ 基本方針

- (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
- (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
- ウ 指標及び目標値
- (4) 食育推進の施策展開
 - ア 施策展開の考え方
 - (ア) 食育に係る本県の特性を活かした施策展開
 - ・ 立地と産業
 - ・ 食育推進の多様な担い手
 - ・ 食を巡る歴史と文化
 - (イ) 県、市町村、県民・関係団体・事業者等の役割と連携
 - ・ 県の役割
 - ・ 市町村に期待される役割
 - ・ 県民・関係団体・事業者等に期待される役割
 - ・ 関係者との相互連携
 - イ 食育の基本的施策
 - (ア) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 地域での食育の推進
 - ・ 若い世代に向けた取組
 - ・ 食の安全への理解促進
 - ・ 食に関する調査・研究
 - (イ) 持続可能な食を支える食育の推進
 - ・ 家庭での食育の推進
 - ・ 学校等での食育の推進
 - ・ 食文化の継承の推進
 - ・ 農林水産物の地産地消の促進
 - ・ 食を取り巻く環境への理解促進
 - ・ 食育推進運動の展開
 - ウ 県民、関係団体・事業者等に期待される取組
- (5) ライフステージごとのテーマと取組例
 - ア ライフステージごとのテーマと取組例
 - イ 食育の取組総括表
- (6) 推進体制
 - ア 推進体制
 - イ 計画の達成状況の点検及び評価

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月	かながわ食育推進県民会議の意見を聴取
12月	関係常任委員会へ改定素案を報告 改定素案について県民意見募集
令和5年2月	かながわ食育推進県民会議の意見を聴取 関係常任委員会へ改定案を報告
3月	計画改定

Ⅱ 神奈川県プラスチック資源循環推進等計画の素案について

神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づく計画として、「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」を策定することとした。

このたび素案を取りまとめたので報告する。

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

プラスチックは、その有用性から様々な分野で利用されているが、その一方で、正しく廃棄されず環境中に流出したプラスチックによる海洋汚染は、世界的な環境問題となっている。また、プラスチックの焼却は、地球温暖化の原因の一つになっており、2050年脱炭素社会の実現に向け、プラスチックの資源循環の重要性は、より一層高まっている。

国は、2019（令和元）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2022（令和4）年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」という。）を施行した。

一方、本県では、2018（平成30）年9月に「かながわプラごみゼロ宣言」を公表し、2020（令和2）年3月には、2022（令和4）年度までの具体的な行動計画である「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」（以下「アクションプログラム」という。）を策定し、取組を進めてきた。

2022（令和4）年7月には、プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため条例を改正し、県の責務として「プラスチック資源循環推進等計画」の策定等について規定した。

こうしたことから、2023（令和5）年度以降の本県におけるプラスチックの資源循環等の取組を総合的かつ計画的に推進するため、アクションプログラムの基本的な取組を継続しつつ、社会情勢等の変化を踏まえた、条例に基づく計画を策定する。

(2) 策定のポイント（アクションプログラムからの変更点）

ア プラスチック資源循環戦略等を踏まえた基本的な方針等の明記

- プラごみゼロ宣言の目標達成を目指す基本的な方針は継続しつつ、従前の3R（排出抑制：リデュース、再使用：リユース、再生利用：リサイクル）に、プラスチック資源循環戦略及びプラスチック資源循環法において示された再生可能な資源の活用を意味する

「Renewable」の視点を加えた「3R+Renewable」を推進する。

- 推進方策は従前の枠組み（5つの柱建て）を継承しつつ、プラスチック資源循環戦略及びプラスチック資源循環法を踏まえた見直しを行う。

具体的には、柱の一つ目である「ワンウェイプラの削減」は「プラスチック使用製品の使用の合理化の促進」とし、ワンウェイプラスチックの削減だけではなく、素材転換等も含めたプラスチック使用製品の使用の合理化を促進する。また、柱の二つ目である「プラスチックの再生利用の推進」は、「プラスチックの再生利用等の促進」とし、再生利用を徹底した上で、それが難しい場合には熱回収（サーマルリサイクル）も含めて循環利用を促進する視点を加える。

イ 目標値設定による進行管理

- アクションプログラムでは、進行管理のため、プラごみゼロ宣言の賛同企業等の数及びクリーン活動の参加者数を目標値として設定していたが、プラごみゼロ宣言の目標の達成状況を測る指標として、プラごみの有効利用率を目標値として設定し、計画の進行管理を行う。
- また、本計画に基づく各施策の実施状況についても毎年度把握し公表する。

2 計画素案の概要

(1) 計画の位置付け

- 条例第9条の2の規定に基づく計画として策定する。また、プラスチック資源循環法第6条第3項の規定に基づき、県が国の施策に準じて、プラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置を推進するための計画とする。
- 本計画は、「神奈川県循環型社会づくり計画」の改定の際に、その部門別計画に位置付けることを検討する。

(2) 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とする。

(3) 基本的な方針

2030（令和12）年までのできるだけ早期に、リサイクルされずに廃棄されるプラスチックごみをゼロとする「かながわプラごみゼロ宣言」の実現を目指すとともに、プラスチック資源循環法及び条例に基づく取組

を推進するため、県、市町村、県民、事業者が相互に連携しながら、それぞれの役割において、プラスチックの3R+Renewableに係る取組を進める。

(4) 推進方策

基本的な方針に従い、ア～オの方策により取組を推進する。特にア～ウについては、重点的に講ずべき方策と位置付ける。

また、各方策において、市町村、事業者等とも連携及び情報交換を図りながら施策を推進する。

ア プラスチック使用製品の使用の合理化の促進

ワンウェイプラスチックの削減やプラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の普及啓発を図ること等により、プラスチック使用製品の使用の合理化を促進し、プラスチックごみの排出を抑制する。

- ・ 事業者、市町村等と連携した取組の推進
- ・ 県民の取組促進
- ・ 事業者の取組促進
- ・ 県庁における率先行動の実施

イ プラスチックの再生利用等の促進

プラスチック使用製品の使用の合理化を図った上で今後も発生するプラスチックごみについては、徹底したリサイクルを推進する。マテリアルリサイクル※¹又はケミカルリサイクル※²による再生利用を優先し、それが難しい場合には、熱回収も含めて循環利用を促進する。

※1 プラスチックのまま原料として再生利用する手法

※2 化学的な原料として再生利用する手法

(ア) ペットボトルの水平リサイクル（ボトル to ボトル）の推進

(イ) プラスチックごみの分別収集、再資源化の推進

- ・ 家庭系プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の推進
- ・ 事業者による再資源化の促進
- ・ 県庁における率先行動の実施

(ウ) 再生利用が困難なプラスチックへの対応

- ・ 焼却施設における熱回収の促進

ウ クリーン活動の拡大等

環境中に排出されてしまったプラスチックごみの回収を進めるとともに、プラスチックごみのポイ捨ての防止や、ごみ集積所からの散乱などの環境への非意図的な排出を防止するための取組を推進する。

また、事業者等による大規模な不法投棄の防止対策を推進する。

(ア) クリーン活動の拡大等

- ・ 県民、事業者、市町村等と連携したクリーン活動の推進
- ・ 海洋ごみの回収
- ・ プラスチックごみの非意図的な排出の防止

(イ) 不法投棄対策の推進

エ 普及啓発・環境教育の推進

海洋プラスチックごみ問題等の解決には、県民一人ひとりが問題を認識し、自分事として捉え、問題解決のために行動を変容していくことが重要であることから、各種普及啓発を行うとともに、学校や家庭、地域における環境教育等を推進する。

オ 実態調査等

各施策を効果的に推進していくために、実態把握等に資する調査や他都県市と連携・協力した広域的な取組等を推進する。

- ・ 環境中の実態調査
- ・ 排出実態調査
- ・ 広域的な取組の推進

(5) 各主体の役割

プラスチックに係る資源の循環的な利用や、廃棄物の不適正処理の防止等を推進するため、プラスチック資源循環法、条例等の関係法令に基づき、県、市町村、県民、事業者といった各主体が適切な役割分担のもと、相互に協力し連携を図りながら取組を進めていく。

(6) 計画の進行管理

計画の進捗状況を把握するため、プラごみゼロ宣言の目標達成状況を測る指標となる、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率について具体的な目標値を設定し、毎年度、達成状況を把握し、公表する。

また、以下に記載した項目の実績数値や、計画に基づく各施策の実施状況について県ホームページで公表する。

計画を着実に推進することにより、プラごみゼロ宣言の目標年である2030（令和12）年には、一般廃棄物及び産業廃棄物の有効利用率が100%となることを目指す。

<有効利用率目標値>

年度	2020	2023	2024	2025	2026	2027	2030
	(実績)	計画初年度	2年目	3年目	4年目	計画最終年度	宣言目標年
一般廃棄物	98.5%	98.6%	98.6%	99.4%	99.7%	99.7%	100%
産業廃棄物	81.7%	87.2%	89.0%	90.9%	92.7%	94.5%	100%

<有効利用率のほか実績値を把握する項目>

一般廃棄物：一人当たりの排出量、分別率、有効利用量

産業廃棄物：多量排出事業者の排出量、有効利用量

海岸漂着物：海岸漂着物の地点別組成

その他：プラごみゼロ宣言賛同企業数、クリーン活動参加者数

3 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 計画素案について県民意見募集
市町村等関係者への意見照会

12月 環境審議会での計画案を審議

令和5年2月 環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月 計画策定

《参考資料1》

神奈川県プラスチック資源循環推進等計画（素案）

Ⅲ 第4期丹沢大山自然再生計画の素案について

第3期となる現行の丹沢大山自然再生計画（以下「自然再生計画」という。）は、新型コロナウイルス感染症への対応に注力する「全庁コロナシフト」の中、計画期間を1年間延長し、今年度で最終年度を迎えることから、次期計画の策定に取り組んでおり、計画策定に当たっての基本的事項等について、令和4年7月の当常任委員会に報告した。

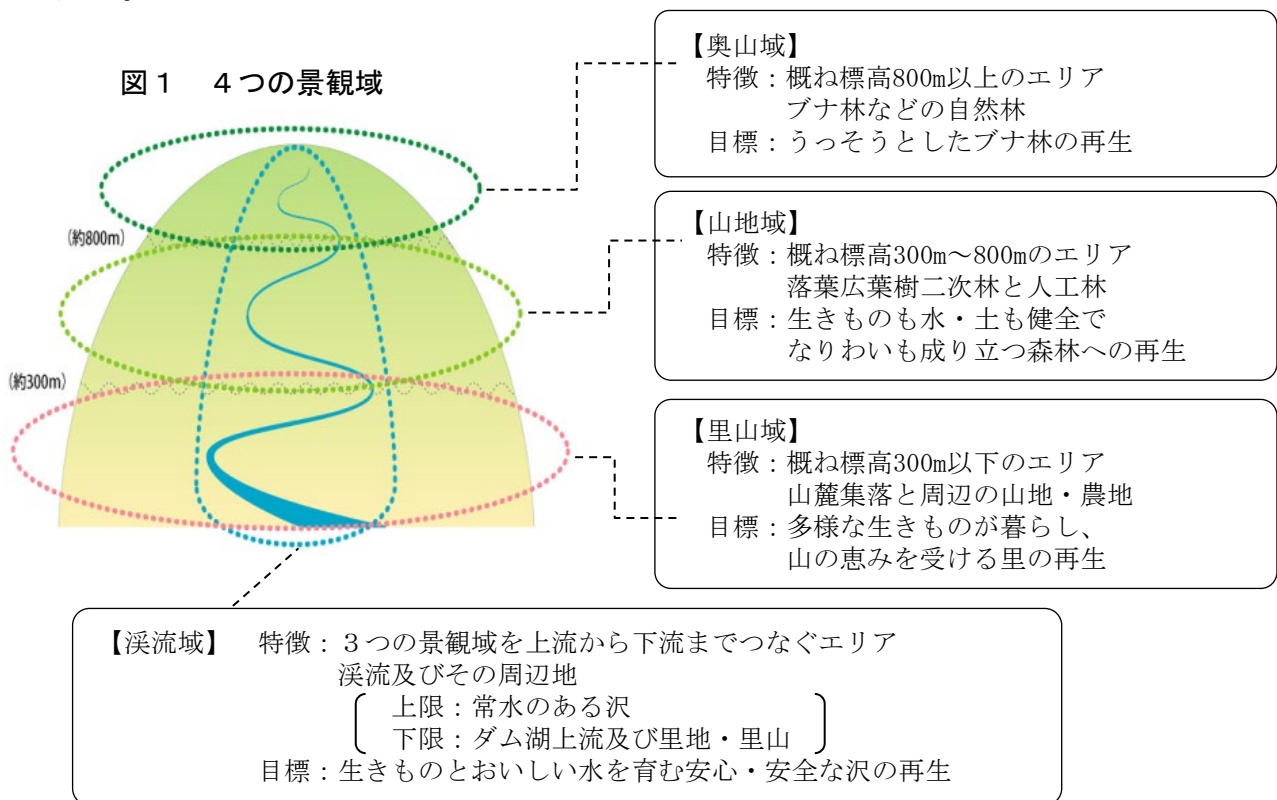
このたび、素案を取りまとめたので報告する。

1 策定の経緯と目的

市民団体、学識者、企業、行政など多様な主体で構成される「丹沢大山総合調査実行委員会（現在は、丹沢大山自然再生委員会）」は、平成16年度から2年をかけて「丹沢大山総合調査」を実施し、平成18年度に「丹沢大山自然再生基本構想」を取りまとめた。

県は、この基本構想に基づき自然再生計画を策定し、取組を行ってきた。計画では、丹沢大山を「森林のタイプ」「地形」などと標高により「4つの景観域」（図1）に分け、それぞれに自然再生の目標を設定している。

これまでの取組により、一定の成果を得ているが、自然再生には時間がかかり長期的に取り組む必要があることから、第4期自然再生計画を策定する。



2 第3期自然再生計画の実施状況

(1) 奥山域

ブナ林が衰退する仕組みを解明し、再生の進め方を取りまとめた「丹沢ブナ林再生指針」を活用して統合的なブナ林の再生事業に取り組み、一部で植生の回復や樹木の稚樹の成長が認められた。

(2) 山地域

林道から遠い人工林において、混交林化に向けて間伐等の森林整備を行った結果、シカの不嗜好性植物を中心に林床植生が増加した。

(3) 里山域

平成29年4月に「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置し、地域の実情に応じた支援を実施したことで、地域ぐるみで鳥獣被害対策に取り組む地域が少しずつ増加した。

(4) 渓流域

治山事業や森林土壌の保全対策、砂防事業を通して、森林と溪流の安定とともに、ダム湖への土砂流入の抑制を図った。

(5) 景観域に共通する課題

植樹活動や登山道補修など、NPO、ボランティア等との協働が進んだほか、自然公園の巡視活動を通して、利用者にマナー等の普及啓発を図った。

また、丹沢大山自然再生委員会と連携した活動報告会の開催、各種のイベントにおける普及啓発活動など、協働の取組や情報発信が進んだ。

3 第4期自然再生計画素案の概要

(1) 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間とする。

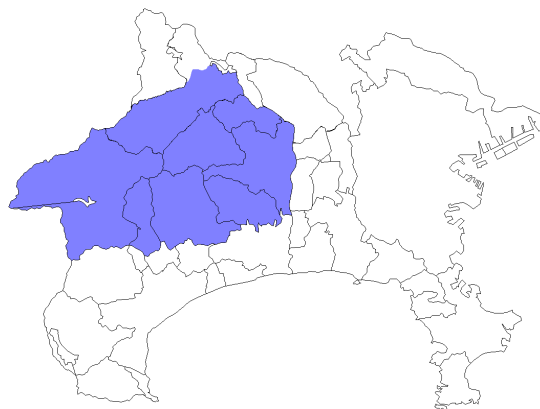
(2) 対象地域

丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の区域を含む市町村※の市街化区域を除くエリア

※ 相模原市緑区津久井地区、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町、清川村

図2 対象地域

※塗りつぶし部分が対象地



(3) 第4期自然再生計画の考え方

ア 取組の着実な推進

第3期自然再生計画までの取組により一定の成果を得られた事業については、対策が必要な箇所を精査しつつ、事業の継続、事業実施地区の拡大を検討し、丹沢全域で成果が見られることを目指す。

イ 事業の重点化及び段階的な検討・実施

第3期自然再生計画で重点的に取り組んだ事業や、事業化に向けた可能性検討を行った調査・事業の実施状況を踏まえ、計画の構成事業を「重点事業」と「一般構成事業」の2つに位置付け、優先順位をつけて段階的に実施していく。

ウ 水源環境保全・再生施策との連携

自然再生計画で実施している取組の多くは、水源環境保全・再生実行5か年計画の取組と重なるものが多いため、モニタリング結果の共有や科学的知見の提供等を通じた一層の連携に取り組む。

エ 県民との連携・協働の取組の強化

登山道の維持管理補修や山ごみ対策など、これまでに実施してきた県民連携・協働を推進するとともに、丹沢大山自然再生委員会等と連携した取組を継続・強化する。

オ 近隣自治体等との連携

シカ管理や土壌保全対策など、県境を越えて丹沢全域に共通する課題について、隣接都県や国有林等の管理者を含む関係機関と連携した取組を進める。

カ 新たな課題への対応

気候変動に伴う台風などの大規模災害に対し、自然再生の効果と限界についての科学的データに基づく議論を踏まえて、治山等の基盤整備と自然再生の取組を調和させる。

キ 将来を見据えた対応

将来にわたって自然再生の取組を継続するために、人材育成や資金確保などの面から持続可能な自然再生のあり方について、県民や関係市町村等と議論し、知見を共有する。

(4) 景観域ごとの主要な施策

景観域ごとの自然再生の目標に向けて、丹沢大山自然再生基本構想で示された特定課題に対応する施策・事業を連携させながら展開する。

ア 奥山域

- これまでの技術開発の成果や「丹沢ブナ林再生指針」を活用して、植生保護柵、土壌保全工、シカ管理捕獲等を効果的に組み合わせた統合的な対策を継続する。
- 国有林の管理者や近隣自治体とも連携して土壌保全対策やシカ管理捕獲に取り組む。

イ 山地域

- 林道から遠いことなどから採算性が低い人工林の混交林化や、林道から近いことなどから採算性が見込める人工林の森林資源の活用による、持続的な森林管理に向けた森林整備を進める。
- 森林整備と一体化したシカ管理手法の確立を図る。

ウ 里山域

- 地域の住民や団体が主体となって進める鳥獣被害対策や、里地里山の保全・再生・活用、環境に配慮した農業などの取組を支援する。
- ナラ枯れ被害対策について助言指導や技術支援を行う。

エ 渓流域

- 渓流沿いの森林の土壌保全対策等に取り組むことで、生物多様性の保全等を図る。
- 「溪畔林整備の手引き」を普及・活用して、私有林を含めた渓流沿いの人工林を整備する。

(5) 景観域共通の施策

- シカの管理捕獲を継続し、生息密度の低下を図る。
- 植生保護柵の設置と維持管理による希少植物の保全を進める。
- 外来種について、アライグマの情報収集を継続するとともに、生息分布域の拡大防止の取組を進める。
- 計画的な登山道の整備、団体との連携等、県民との協働による自然再生の取組を継続する。
- 自然再生の取組をさらに広げるため、ツイッターやホームページを活用した情報発信を進める。

表 景観域と特定課題の関係

特定課題	奥山城	山地域	里山城	渓流域
景観域に特有の課題				
I ブナ林の再生	◎			
II 人工林の再生		◎		
III 地域の再生			◎	
IV 渓流生態系の再生				◎
景観域に共通する課題				
V シカ等野生動物の保護管理	◎	◎	◎	◎
VI 希少動植物の保全	◎	○	○	◎
VII 外来種の監視と防除	○	○	○	○
VIII 自然公園の利用のあり方	○	○	○	○

◎＝特に重要な課題

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 計画素案について県民意見募集

令和5年2月 自然環境保全審議会へ計画案を報告
環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月 計画策定

《参考資料2》

第4期丹沢大山自然再生計画素案

IV 第2次神奈川県イノシシ管理計画の素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき策定している神奈川県イノシシ管理計画（以下「第1次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第2次神奈川県イノシシ管理計画（以下「第2次計画」という。）の策定の検討を進めている。

このたび、第2次計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では、近年、イノシシの生息分布が拡大し農作物被害が増加しており、長年にわたり生息が見られなかった横須賀市、逗子市及び葉山町等の相模川以東の地域にも被害が拡大した。

こうした状況に対応するため、平成30年10月に第1次計画を策定し、管理事業を実施してきたが、イノシシによる農作物や生活への被害は依然として続いており、令和2年には、県内では初となる野生イノシシからも豚熱ウイルスが検出され、現在も感染は拡大している。

このような状況に対応するため、第1次計画を基本として豚熱まん延防止の取組を加えるなど対策を強化した第2次計画を策定する。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

(3) 計画期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

(4) 計画対象区域

神奈川県全域

(5) 第1次計画の成果と課題

ア 農作物被害の軽減、生活被害の減少及び人身被害の防止

令和3年度の農作物被害金額は平成29年度と比較して若干減少したが、依然として高い水準にあり、年によって増減も大きい。

令和3年度の生活被害件数は平成29年度と比較して減少したが、人身被害が2件発生した。

農作物や生活等への被害が依然として続いており、市町村や農業者等による集落環境整備、防護柵の設置等の被害防除対策への支援を継続する必要がある。

イ 生息分布拡大の防止

生息メッシュ数は、平成30年度から令和3年度にかけて、県全体では若干減少したが、相模川以東では、横須賀三浦地域において生息分布が拡大していることから、引き続き市町等が捕獲を行っていない区域での捕獲等の対策を継続する必要がある。

ウ その他

主に市町村等が主体となって行っている捕獲への支援や、捕獲の担い手育成等を継続していくとともに、野生イノシシからの豚熱ウイルスの感染確認が続いていることから、豚熱のまん延防止のための対策を実施していく必要がある。

(6) 第2次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

イノシシによる農作物や生活等への被害が継続し、相模川以東では生息分布の拡大が見られることから、引き続き次の3つを目標とする。

- ・農作物被害の軽減
- ・生活被害の減少、人身被害の防止
- ・生息分布拡大の防止

イ 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図る観点から、市町村や農業者団体、住民が主体となって行う集落環境整備、防護対策、捕獲といった地域ぐるみの取組への支援を継続するとともに、生息状況や被害状況のモニタリングを行い、得られた情報をもとに効果的な対策を推進する。

また、野生イノシシにおける豚熱の感染確認が続いていることから、畜産部門と連携して豚熱まん延防止のための捕獲強化等の対策を計画に位置付けて実施する。

相模川以東の地域については、イノシシが生息するエリアが市街地と隣接していることから、生息分布及び被害の拡大を防止する取組を行い、イノシシの定着の解消を目指す。

(7) 主な事業内容

ア 被害防除対策

地域の実情に応じた集落環境整備や農地への防護柵の設置、広域防護柵の設置等の被害防除対策を総合的に推進する。

県は、市町村等と連携し住民等を中心とした被害防除対策の体制づくりを支援し、地域ぐるみの被害対策の取組を促進する。

イ 捕獲

捕獲は、農作物被害等が生じた際に市町村等が行う捕獲と狩猟を基

本とし、県は、市町村等が行う捕獲への支援を行うとともに、狩猟によるイノシシの捕獲を促進するため、狩猟期間の延長や禁止猟法の一部解除などの規制緩和を継続する。また、県は必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業を直接実施する。

ウ モニタリング

県は、イノシシの生息状況、被害状況、対策状況などを総合的に把握し、関係者と情報共有するとともに、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用する。

エ 豚熱のまん延防止のための取組

県は、関係部門が連携して、捕獲の際の防疫措置の周知及び防疫資材の配布、野生イノシシへの経口ワクチンの散布、養豚農場への豚熱感染のおそれが高い地域における捕獲の強化等を継続する。

オ 生息分布が拡大している地域での対策

相模川以東のうち、生息分布が拡大している横須賀三浦地域において個体数の減少及び生息分布の縮小を図るため、県は、市町、農業者団体及び住民等と連携し、被害防除対策や捕獲等の対策を実施する。

カ その他管理のために必要な事項

イノシシが市街地へ出没し、人身被害等の発生の恐れが生じた場合、県は「神奈川県大型獣類市街地出没対応マニュアル」に基づき、関係機関と連携して対応する。

2 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 計画素案について県民意見募集
市町村への意見照会

令和5年2月 自然環境保全審議会へ計画案を諮問
環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月 計画策定

《参考資料3》

第2次神奈川県イノシシ管理計画（素案）

V 第5次神奈川県ニホンザル管理計画の素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき策定している第4次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「第4次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第5次神奈川県ニホンザル管理計画（以下「第5次計画」という。）の策定の検討を進めている。

このたび、第5次計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では、農作物被害の軽減や生活被害・人身被害の根絶を目指し、人とニホンザルの棲み分けにより両者のあつれきを避けることを目的として、平成15年3月に神奈川県ニホンザル保護管理計画を策定し、以後5年ごとに改定し、被害防除対策、群れ管理（各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理するための取組）、生息環境整備及びモニタリング等を実施してきた。

第4次計画までの取組の結果、多くの群れを分裂させることなく規模を縮小・除去し、ニホンザルによる農作物被害や生活被害・人身被害が減少傾向となったが、依然として多くの群れで各種の被害が続いており、群れを除去したことに伴う近隣の群れの行動変化への対応も必要となっている。

このような状況に対応するため、第4次計画の取組を基本として、群れ加害性を引き下げる対策などを強化した第5次計画を策定する。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

(3) 計画期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

(4) 計画対象区域

県内33市町村のうち、サルの生息が確認されている12市町村
相模原市（緑区の区域）、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、南足柄市、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村

(5) 第4次計画の成果と課題

ア 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理

多くの群れを分裂させることなく、規模の縮小や管理困難な群れの除去等を進め、一部の地域個体群では適正配置を図ることができたが、

群れの個体数を適正な規模まで減らしても、地形等により追い上げが困難な群れや、加害性の高い個体により被害が減少しない群れがある。

イ 農作物被害の軽減

被害防除対策や個体数調整の取組により、平成30年度以降、農作物被害額及び面積が減少しているが、依然として被害は継続して発生しており、被害防除対策を継続する必要がある。

ウ 生活被害及び人身被害の根絶

生活被害及び人身被害の件数は、丹沢地域個体群及び南秋川地域個体群では減少しているが、西湘地域個体群では件数が増加しており、被害防除対策を継続する必要がある。

(6) 第5次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

農作物や生活等への被害が継続していることから、引き続き、次の3点を目標とする。

- ・ 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- ・ 農作物被害の軽減
- ・ 生活被害・人身被害の根絶

イ 管理の考え方

「農耕地等に依存する群れ」を「山林を中心に生息する群れ」にしていく、また、「山林を中心に生息する群れ」をその状態で保ち続けるという視点により、群れの特性に応じて、被害防除対策、群れ管理、生息環境整備を効果的に組み合わせて実施し、群れの加害性を引き下げる。

ウ 地域個体群別の管理方針

(ア) 西湘地域個体群

行動域が農耕地や市街地にある割合が高いため、個体数に比し被害が大きく、特に生活被害及び人身被害が大きなものとなっており、個体数調整を継続するなど、生活被害・人身被害の根絶を前提として管理事業に取り組む。

(イ) 丹沢地域個体群

群れの行動域は、山地から農耕地等を含む山麓に及んでおり、群

第4次計画期間以前(群れ管理等実施前)

- A群：適正規模を超えており、分裂の可能性がある。
⇒30～60頭に減らし、山林を中心に生息する群れとする。
- B群：農地に至る放棄地・ヤブを利用し侵入する。
⇒捕獲、追払いや農地周辺の環境整備（防護柵）
- C群：農地に依存し、加害群となっている。
⇒管理困難な群れとして除去



群れ管理の目標

- 群れ管理を実施し、適正な群れサイズ、適正な場所で、群れをコントロールする
- A群：群れを縮小し、山林を中心に生息する群れとする。
 - B群：群れを縮小し、追払い
◎集落環境整備の上、侵入を防止し、新たな加害群や加害個体を生じさせない状態に落ち着ける



れごとに異なる行動域や農耕地・集落への出没状況に応じ、被害の軽減、根絶を前提として管理事業に取り組む。

(ウ) 南秋川地域個体群

各群れが隣接都県にまたがって生息し、東京都側にも大規模な群れが生息しており、群れの行動域が山間部から農耕地等に移動して農作物や生活に被害を及ぼさないよう管理事業に取り組む。

(7) 主な事業内容

ア 被害防除対策

住民、農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体等が連携し、集落や農地からの追い払い、侵入ルートの遮断、さらに山側への追い払いまで、群れの状況に応じた対策を進める。

県及び市町村は、住民等を中心とした体制づくりを支援し、集落環境整備、農地への防護柵の設置、広域防護柵の設置、追い払い等、地域ぐるみの取組を促進するとともに、群れの加害性を引き下げるため、生活被害の発生を繰り返す個体や人身被害を発生させるおそれのある個体を特定して捕獲する。

イ 群れ管理

各群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防除対策、生息環境整備等と効果的に組み合わせた群れ管理を継続する。

県及び市町村は連携して、地域ぐるみで群れの追い上げ等に取り組む体制づくりを支援するとともに、必要に応じて群れの個体数調整や除去を実施する。

ウ 生息環境整備

水源の森林づくり事業などの森林整備を通して、林床植生の回復などを図り、山間部における生息環境整備を進める。

2 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 計画素案について県民意見募集
市町村への意見照会

令和5年2月 自然環境保全審議会へ計画案を諮問
環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月 計画策定

《参考資料4》

第5次神奈川県ニホンザル管理計画（素案）

VI 第5次神奈川県ニホンジカ管理計画の素案について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第1項の規定に基づき策定している第4次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「第4次計画」という。）は、今年度で計画最終年度を迎えることから、その成果と課題を踏まえ、第5次神奈川県ニホンジカ管理計画（以下「第5次計画」という。）の策定の検討を進めている。

このたび、第5次計画の素案を取りまとめたので報告する。

1 素案の概要

(1) 計画策定の背景と目的

本県では、丹沢山地の生物多様性の保全と再生及び農林業被害の軽減を目指すとともに、長期的な観点からシカ地域個体群の安定的な存続を図ることを目的として、平成15年3月に第1次神奈川県ニホンジカ保護管理計画を策定し、以後5年ごとに改定し、個体数調整、生息環境管理、被害防除対策及びモニタリングを実施してきた。

これまでの取組により、捕獲を実施している箇所でのニホンジカの生息密度の低下、一部地域での植生回復が見られる一方、依然として丹沢山地全体の植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。また、箱根山地ではニホンジカの生息密度上昇等が顕著に見られ、植生に明らかな影響が生じている。

こうした状況に対応するため、第4次計画の取組の継続に加え、森林管理者等による捕獲など対策を強化した第5次計画を策定する。

(2) 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

(3) 計画期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間とする。

(4) 計画対象区域

ア 保護管理区域

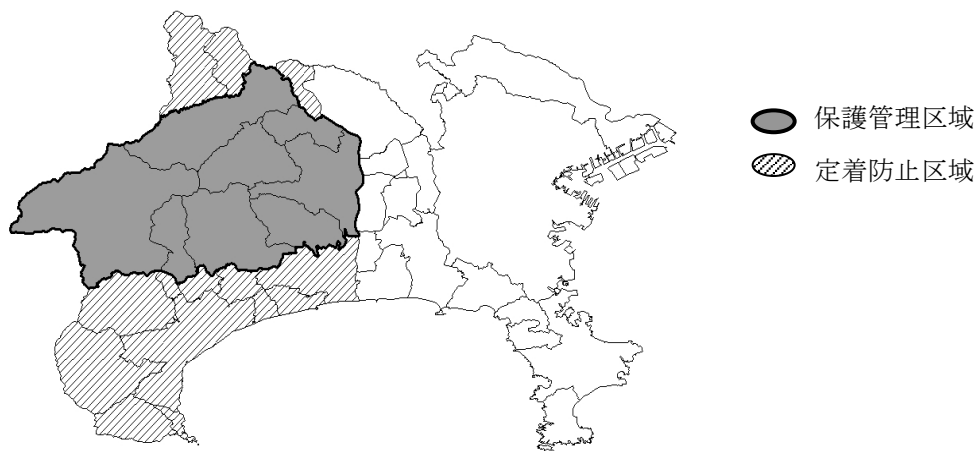
県内33市町村のうち、シカの主要な生息分布域である丹沢山地を含む8市町村（相模原市（緑区のうち旧津久井町の区域のみ）、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町及び清川村）

イ 定着防止区域

ア以外で、シカの生息や目撃情報等が得られている市町（相模原市（緑区のうち旧藤野町、旧相模湖町、旧城山町の区域）、平塚市、小田原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、開成町、

箱根町、真鶴町及び湯河原町)

【保護管理区域及び定着防止区域】



(5) 第4次計画の成果と課題

ア 保護管理区域

植生回復目的の管理捕獲を継続的に行っている地域では、シカ生息密度は減少傾向を示し、一部地域で林床植生の回復も見られる。

また、地域ぐるみで農林業被害に取り組んだ地域でも、対策の効果が現れている。

しかし、保護管理区域全体で林床植生が回復するには至っておらず、農林業被害も依然として継続しているため、個体数調整をはじめとする管理事業を継続していく必要がある。

イ 定着防止区域

市町村等は、農地周辺でのシカの定着を防止するために管理捕獲を実施し、県は、シカの増加抑制及び森林への影響の未然防止を図るため、箱根山地の稜線域で管理捕獲を実施した。

しかし、農林業被害は継続し、シカの生息密度が顕著に上昇していることから、捕獲圧をさらに高める必要がある。

(6) 第5次計画の基本的な考え方

ア 計画の目標

保護管理区域全体の植生回復に至っておらず、農林業被害が継続し、定着防止区域では生息密度が顕著に上昇していることから、引き続き、次の4つを目標とする。

- ・ 生物多様性の保全と再生
- ・ 丹沢山地におけるシカ地域個体群の安定的存続
- ・ 農林業被害の軽減
- ・ 丹沢山地以外でのシカ定着の防止



イ 重点的な取組方向

(ア) 保護管理区域－自然植生回復エリア（主に高標高域）

林床植生の回復に向けて、高標高の稜線部等においてワイルドドライフレンジャー及び認定鳥獣捕獲等事業者等、高度な技術を持つ者による捕獲を実施する。

(イ) 保護管理区域－生息環境管理エリア（主に中標高域）

シカの主要な生息地として、林床植生の衰退が生じないレベルでシカが安定的に生息する状況を目指して、第4次計画期間中に進めてきたシカの管理と森林整備を連携させた取組をさらに推進し、森林管理者が主体となって捕獲を実施する取組を進める。

(ウ) 保護管理区域－被害防除対策エリア（主に山麓部）

農林業被害の軽減に向けて、市町村等が主体となって管理捕獲を継続するとともに、第4次計画で成果が得られた地域ぐるみによる被害防除対策を重点的に推進する。

(エ) 定着防止区域

農地周辺でのシカの定着を防止するために、市町村等が主体となって管理捕獲を継続するとともに、シカに対応した防護柵の設置など被害防除対策の取組を強化する。

また、箱根山地では、シカの増加による林床植生の衰退を防ぐため、他の主体による捕獲が実施されていない高標高の稜線域で県が管理捕獲を実施するとともに、捕獲圧をより高めるため、森林管理者等の多様な主体による捕獲の取組を進める。

ウ モニタリングと進捗管理

計画に基づいて行う管理事業の効果を把握するため、シカの生息状況と生息環境についてモニタリングを実施するとともに、農家等からの被害報告や地域ぐるみの被害対策支援を通して、農林業への被害状

況を把握する。

モニタリング等で得た情報を神奈川県鳥獣総合対策協議会において科学的に評価し、効果的な事業実施に活用するとともに、必要に応じて、計画・事業の見直しを行う。

2 今後のスケジュール（予定）

令和4年10月 計画素案について県民意見募集
市町村への意見照会

令和5年2月 自然環境保全審議会へ計画案を諮問
環境農政常任委員会へ計画案を報告

3月 計画策定

《参考資料5》

第5次神奈川県ニホンジカ管理計画（素案）

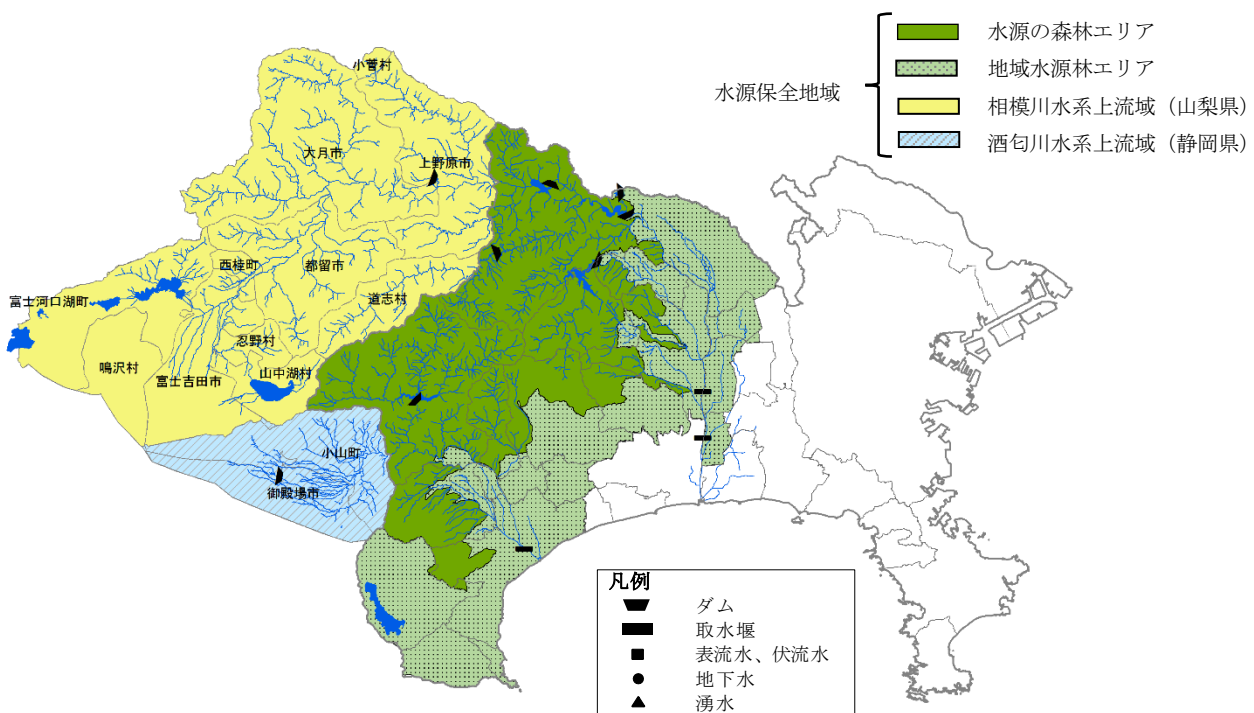
Ⅶ かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画について

県では、平成17年度に、かながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「施策大綱」という。）を取りまとめ、平成19年度以降の20年間における水源環境保全・再生の将来展望と施策の基本方向について明らかにした。また、施策大綱期間を5年間の期間に区切り、かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（以下「5か年計画」という。）を策定し、5年間における実施事業を定めている。

令和3年度までの第3期5か年計画における取組の実績及び令和4年度からの第4期5か年計画における取組の内容について報告する。

1 施策大綱

- | | |
|-------------|---|
| (1) 計画期間 | 平成19年度から令和8年度まで |
| (2) 目的 | 良質な水の安定的確保 |
| (3) 理念 | 河川の県外上流域から下流まで、河川や地下水脈の全流域、さらには水の利用関係で結ばれた都市地域を含めた地域全体（水の共同利用圏域）で、自然が持つ健全な水循環機能の保全・再生を図る。 |
| (4) 施策展開の視点 | |
| ア | 総合的な施策推進 |
| イ | 県民の意志を基盤とした施策展開 |
| ウ | 順応的管理の考え方に基づく施策推進 |
| (5) 対象地域 | 主として、県外上流域を含めたダム上流域を中心に、河川水及び地下水の取水地点の集水域全体（水源保全地域） |



2 第3期5か年計画

(1) 計画期間 平成29年度から令和3年度まで

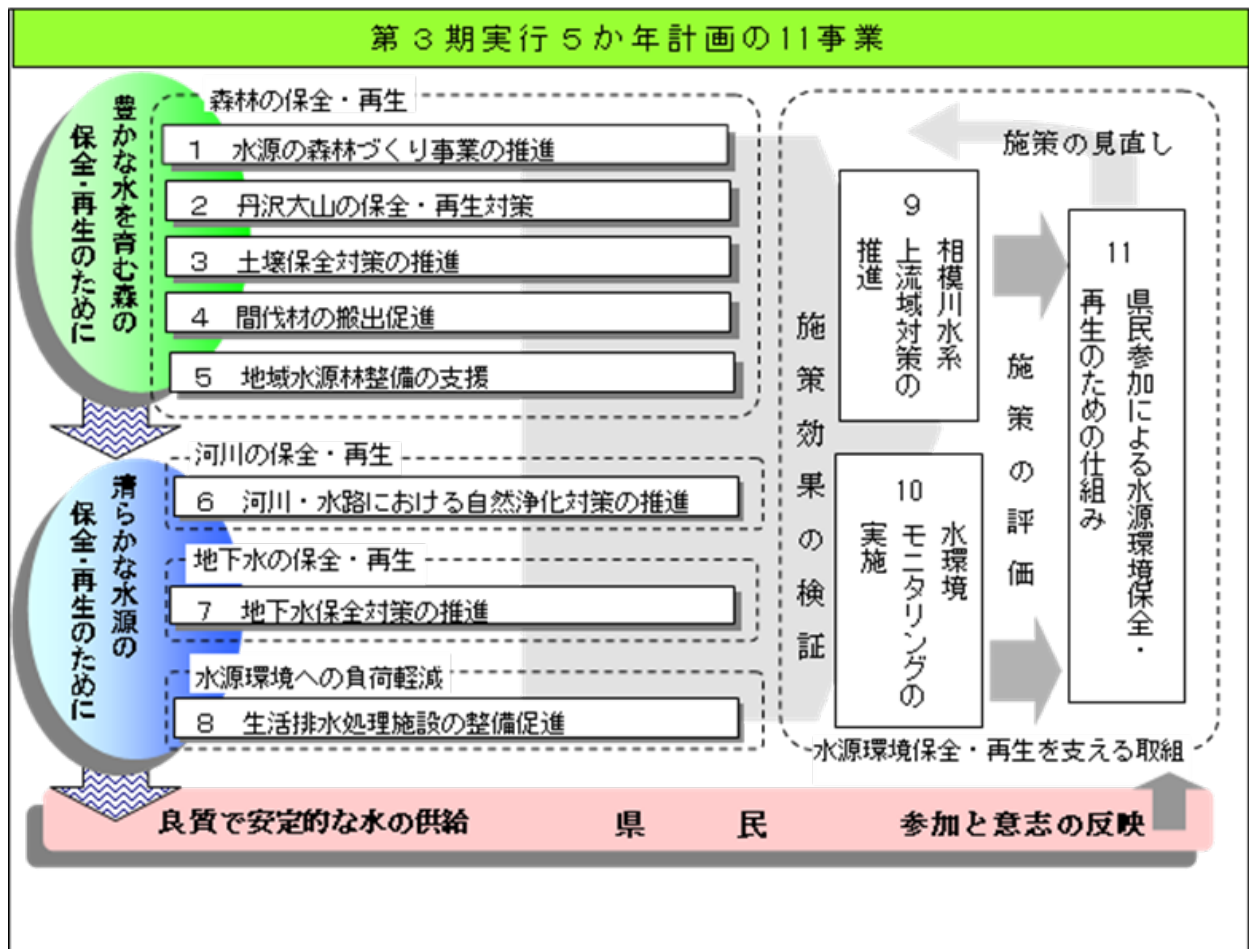
(2) 対象事業

ア 水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもので、県内水源保全地域を中心に実施する取組及び相模川水系県外上流域（山梨県）において両県で共同して行う取組

イ 水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組

(3) 事業数 11事業

(4) 新規必要額 約200億円（5年間の総額）、約40億円（単年度平均）



3 第3期5か年計画における取組実績

(1) 森林の保全・再生

ア 水源の森林づくり事業の推進

(ア) 事業内容

- 水源林の確保
- 水源林の整備
- かながわ森林塾の実施

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率
			計画	実績	
水源林確保 2,700ha	2,896ha	107.2%	14,455ha	14,558ha	100.7%
水源林整備 13,400ha	16,435ha	122.6%	34,059ha	38,288ha	112.4%
新規就労者の育成 50人	46人	92.0%	125人	103人	82.4%

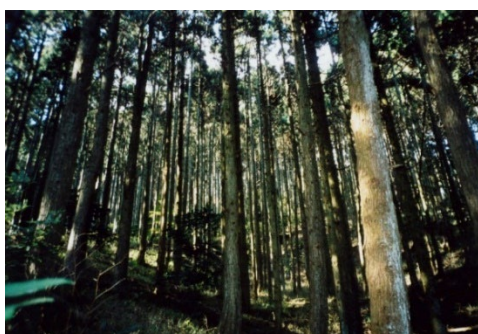
※ 確保面積・整備面積は一般会計分を含む。

(ウ) 成果

- 第2期以降に取り組んでいる長期施業受委託の成果もあり、水源林の確保及び整備ともに順調に進み、人工林の手入れ不足が解消しつつある。
- シカの管理捕獲と連携した森林整備により林床植生の回復効果も現れてきている。
- 取組の効果検証のため、航空レーザ測量による森林情報等を用いた解析を行い、下層植生の植被率の推定や土壌流出リスクなど、森林の現況を把握することができた。
- 「かながわ森林塾」において、就労希望者や既就業者を対象として、各々の技術レベルに応じた研修を実施するなどにより、林業就労者の若返りが進んだほか、既就業者の技術力向上が図られた。

(エ) 課題

- 契約期間の満了に伴い所有者に返還した森林が、その後も水源かん養機能など森林の公益的機能を持続していくためには、所有者が民間事業者と連携して効率的な維持・管理を図っていく必要がある。
- 森林管理を効果的・効率的に進めるには、ICTなど新技術の活用が必要となるため、この分野の知識・技術を持った人材を育成する必要がある。



間伐等の森林整備前後の様子。下草等が回復した状況（南足柄市三竹地内）

イ 丹沢大山の保全・再生対策

(ア) 事業内容

- 中高標高域におけるシカ管理の推進
- ブナ林等の再生
- 県民連携・協働事業

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率
			計画	実績	
中高標高域シカ管理捕獲 150箇所	176箇所	117.3%	150箇所	176箇所	117.3%

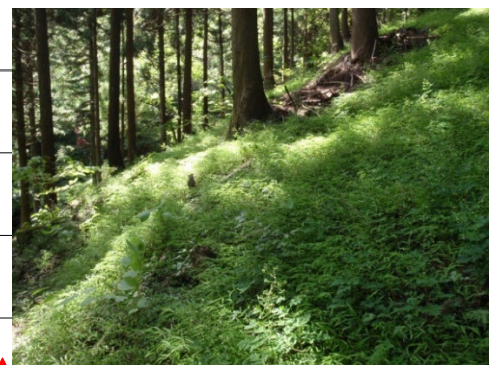
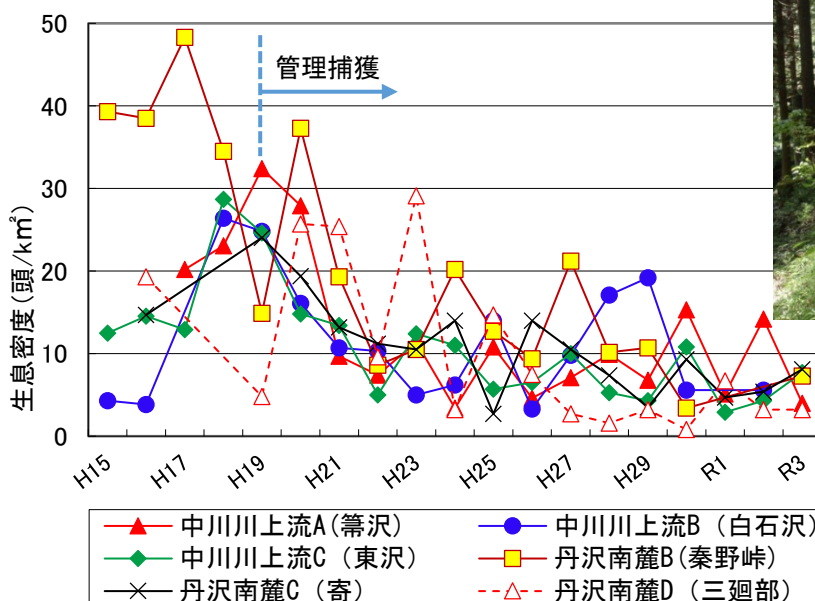
※ 第2期5か年計画までの計画目標（土壌流出防止対策（面積））から変更。

(ウ) 成果

- 水源の森林づくり事業や土壌保全対策等と連携したシカ管理捕獲が進み、シカの影響のない植生保護柵内では、植被率の向上や樹木稚樹の生長を確認することができた。
- 第2期計画までの調査研究や技術開発の成果を活用し、第3期計画以降、檜洞丸山頂付近で植生保護柵設置とシカ管理捕獲などの統合的なブナ林再生に継続して取り組み、平成29年度に19%であった健全なブナの個体数の割合は、令和3年度には33%まで向上した。

(エ) 課題

- 植生保護柵外における植被率の増加や樹木稚樹の生長が低調なことから、引き続き、管理捕獲によるシカの生息密度の低下に取り組む必要がある。
- シカの生息密度の上昇が見られる箱根の山稜部においてシカの管理捕獲を行っているが、シカによる植生衰退が進まないよう、関係機関と連携して取り組むとともに、シカの生息状況についてモニタリングを継続する必要がある。



シカの管理捕獲地で、かつ森林整備している場所では下層植生の回復の兆しが現れている

平成19年度から管理捕獲を行っている箇所の生息密度の推移

ウ 土壤保全対策の推進

(ア) 事業内容

- 水源林の基盤の整備
- 中高標高域の自然林の土壤保全対策の実施
- 高標高域の人工林の土壤保全対策の実施

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率
			計画	実績	
水源林の基盤整備 70箇所	39箇所	55.7%	70箇所	39箇所	55.7%
中高標高域の自然林 55ha	63.7ha	115.8%	55ha	63.7ha	115.8%
高標高域の人工林 60ha	74ha	123.3%	60ha	74ha	123.3%

※ 第2期5か年計画までは「丹沢大山の保全・再生対策」において土壤流出防止を実施。

(ウ) 成果

- 小規模な崩壊地等において、かご枠等の土木的工法を取り入れて土壤保全対策を行った結果、土壤の移動が抑えられるとともに、林床植生の回復や落葉落枝の堆積が見られ、土壤の保全が進んだ。
- 中高標高域の自然林において植生保護柵の設置や登山道における構造階段設置など、土壤保全対策を行った結果、林床植生の回復が見られ、土壤の保全が進んだ。
- 丹沢県有林内において、間伐、植生保護柵の設置、丸太柵工等の土壤保全対策を実施したことによりシカの採食圧・土砂移動が減少し、林床植生の回復や落葉落枝の堆積が見られ、土壤の保全が進んだ。

(エ) 課題

- 令和元年東日本台風により発生した崩壊地等の復旧にも取り組む必要があるとともに、対策すべき箇所が大規模化・多様化しているため、現場状況に応じた対策を実施する必要がある。
- 高標高域の人工林においては、シカの生息密度が高い箇所や地形が急峻な地域で土壤流出が懸念される箇所があり、引き続き、シカ管理と一体となった土壤保全対策を図っていく必要がある。



土木的工法（かご枠工）による土壤保全対策
土壤の移動が抑えられ植生が回復している状況

エ 間伐材の搬出促進

(ア) 事業内容

- 間伐材の搬出支援
- 生産指導活動の推進

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率
			計画	実績	
搬出事業量 120,000m ³	126,529m ³	105.4%	277,500m ³	257,119m ³	92.7%
生産指導事業量 50箇所	51箇所	102.0%	50箇所	51箇所	102.0%

※ 第2期5か年計画での目標「整備促進面積」から「生産指導事業量」に変更。

(ウ) 成果

- 森林資源として活用可能な森林において、森林整備により伐採された間伐材の搬出支援や指導員による生産指導等を促進した結果、私有林等からの間伐材の搬出量が年々増加し、第3期計画に入ってから、目標である年間24,000m³を達成、維持している。

(エ) 課題

- 民間主体の持続的・自立的な森林管理の確立に向け、事業量や補助額の段階的な見直しを行いながら、木材生産性向上の取組を促進する必要がある。



間伐の実施から市場への運搬工程

オ 地域水源林整備の支援

(ア) 事業内容

- 市町村が実施する私有林の確保・整備（市町村）
- 市町村有林の整備（市町村）
- 高齢級間伐の促進（県）

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率
			計画	実績	
私有林確保 840ha	704.82ha	83.9%	3,117ha	3,108ha	99.7%
私有林整備 1,360ha	1,305.28ha	96.0%	3,999ha	3,976ha	99.4%
市町村有林の整備 435ha	402.72ha	92.6%	1,961ha	1,599ha	81.5%
高齢級間伐 100ha	74.20ha	74.2%	1,680ha	636ha	37.9%

(ウ) 成果

- 市町村が主体的に地域水源林整備の取組を進め、地域における水源環境の保全が図られた。
- 第2期計画から新たな手法として導入した長期施業受委託により、森林の状況に応じた私有林の確保・整備を着実に推進した。

(エ) 課題

- 令和元年東日本台風では、倒木や崩壊、土砂流出等が発生したことから、今後予想される自然災害を見据え、地域水源林においても林地保全対策を強化する必要がある。



間伐等の森林整備前後の様子。下草等が回復した状況（松田町松田庶子地）

(2) 河川の保全・再生

ア 河川・水路における自然浄化対策の推進

(ア) 事業内容

- 生態系に配慮した河川・水路の整備

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率
			計画	実績	
河川・水路整備 新規10箇所	10箇所	100.0%	24箇所	39箇所	162.5%

※ 第3期5か年計画期間での初回整備を新規とする。

(ウ) 成果

- 自然浄化対策を行った相模川水系の河川ではBOD（河川の汚濁負荷を表す指標）濃度に減少傾向が見られ、生物調査を実施した河川・水路では、整備後には多種の生物が生息していることも確認した。

(エ) 課題

- 生態系に配慮した河川・水路の整備の効果的な整備手法が確立しつつあり、地形・地域の特性を考慮した取組を継続する必要がある。



生態系に配慮した河川・水路整備（厚木市善明川）

(3) 地下水の保全・再生

ア 地下水保全対策の推進

(ア) 事業内容

- 地下水保全計画の策定
- 地下水かん養対策
- 地下水汚染対策
- 地下水モニタリング

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率
			計画	実績	
保全計画策定 (対象の9市町は策定完了)		100.0%	9市町	9市町	100.0%
かん養対策	2市町	-	-	6市町	-
汚染対策	1市	-	-	2市町	-
モニタリング	10市町	-	-	10市町	-

(ウ) 成果

- 地下水保全計画に基づき、10市町が地下水の保全に取り組んでおり、地下水汚染のある地域では水質浄化装置による汚染対策を実施し有害物質の浄化が図られた。
- 地下水のかん養対策やモニタリングを実施しており、概ね従前からの地下水の水位レベルを維持している。

(エ) 課題

- 引き続き地下水汚染対策が必要な箇所では、対策を実施するとともに、その他の地域においても、モニタリングを継続する必要がある。



地下水浄化施設

(4) 水源環境への負荷軽減

ア 生活排水処理施設の整備促進

(ア) 事業内容

- 公共下水道の整備の促進
- 一般家庭等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進
- 事業所等の高度処理型合併処理浄化槽の整備促進
- 一般家庭の合併処理浄化槽の転換促進

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率	
			計画	実績		
県内水源保全地域の生活排水処理率	96.0%	95.5%	66.7%	96.0%	95.5%	94.7%
うちダム集水域の生活排水処理率	80.8%	74.1%	54.4%	80.8%	74.1%	81.8%

※ 第2期5か年計画までの計画目標(下水道整備面積、下水道普及率及び浄化槽整備基数)から変更。

(ウ) 成果

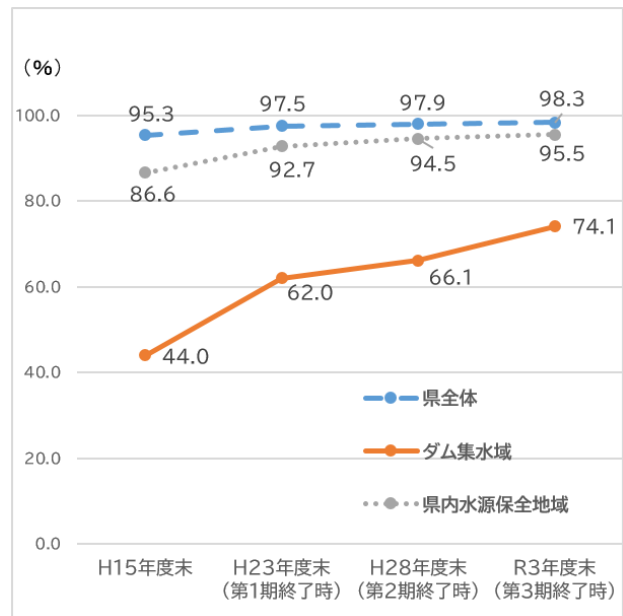
- 県内水源保全地域全体の生活排水処理を進める観点から、事業対象地域を県内ダム集水域からダム下流域に拡大し、一般家庭の合併処理浄化槽への転換促進にも取り組んだ。
- 浄化槽の整備が進んだ相模川水系及び酒匂川水系の河川では、全窒素濃度に減少傾向があり、対策の効果を確認することができた。
- 施策開始前から第3期計画終了時までの間における生活排水処理率は、ダム集水域では44.0%から74.1%へ、県内水源保全地域全体では86.6%から95.5%へと向上し、水源環境の負荷軽減が図られた。

(エ) 課題

- 公共下水道の整備箇所は、山間の急峻な地形のため、多くの時間と工事費を要しており、効率的な施工方法や区域の見直しを市町村とともに検討する必要がある。
- 浄化槽整備では、高齢者や単身世帯における転換が残されており、戸別訪問での説明や丁寧な広報など、実態に応じて対応する必要がある。



合併処理浄化槽の設置



生活排水処理率の推移

(5) 県外上流域対策の推進

ア 相模川水系上流域対策の推進

(ア) 事業内容

- 森林整備
- 生活排水対策

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率	
			計画	実績		
荒廃森林整備	728ha	758ha	104.1%	2,008ha	1,835.2ha	91.4%
広葉樹林整備	10ha	8.5ha	85.0%	20ha	19.1ha	95.5%

(ウ) 成果

- 森林整備について、相模川上流域の荒廃した森林の間伐等により、林内の光環境が改善され、水系全体の流域環境が保全されている。
- 生活排水対策について、桂川清流センター（下水処理施設）にリン削減効果のある凝集剤添加設備を設置し、放流水の全リン濃度をモニタリングしてきた結果、第3期においては目標値の0.6mg/Lに対し、年平均0.36mg/Lから0.58mg/Lの間で推移しており、水環境の保全対策の効果を確認することができた。

(エ) 課題

- 森林整備とシカ管理は大きな課題となるため、長期的に上流域との協働関係を強化し、引き続き、情報共有していく必要がある。
- 生活排水対策では安定して目標値を達成しているが、水質モニタリングを継続的に行い、取組の効果を見定めていく必要がある。



リン除去設備の設置
(山梨県桂川清流センター)

(6) 水源環境保全・再生を推進する仕組み

ア 水環境モニタリングの実施

(ア) 事業内容

- 森林のモニタリング調査
- 河川のモニタリング調査
- 情報提供
- 酒匂川水系上流域の現状把握

(イ) 実績

森林モニタリング調査（人工林現況調査）結果

年度	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	ランク外
令和2年度	60%	17%	23%	0%	0%
平成27年度	37%	39%	18%	1%	5%
	最近手入れがされ、当面、整備の必要がない	手入れがされているが、数年以内に整備が必要	長期間、整備の形跡がない	全く整備の形跡がない	広葉樹林化など

(ウ) 成果

- 水源林整備の前後における林床植生の調査では、間伐後、下層植生の植被率の向上や、植物の種数の増加傾向を確認することができた。
- 相模川・酒匂川水系における水質調査では、平成20年度以降の全域的な傾向として窒素濃度に減少傾向が認められている。
- 生物を水質指標としたモニタリングでは、丹沢湖下流域及び相模川中流域において生物の種類及び生息数がともに改善傾向を示し、水質の向上を確認することができた。また、動植物調査を補完する取組として環境DNA調査を導入し、県民理解のさらなる促進にもつながるよう、県民参加型調査としても試行的実施に取り組んだ。

(エ) 課題

- 施策の効果について検証し、県民に説明するとともに、今後もモニタリング調査を継続して検証を行い、施策の推進を支えていく必要がある。

イ 県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み

(ア) 事業内容

- 水源環境保全・再生かながわ県民会議の運営等
- 市民事業等の支援

(イ) 実績

第3期5か年計画目標	実績	進捗率	3期までの合計		進捗率
			計画	実績	
市民事業補助 (目標なし)	19百万円	-	-	99百万円	-

(ウ) 成果

- 水源環境保全・再生かながわ県民会議は、事業の進捗状況、モニタリング調査結果、県民視点からの事業モニターなどにより、多面的な点検評価を実施した。
- 令和2年度には、これまでの事業の成果や課題を総括し、施策大綱で定められた最後の5か年計画に繋げていくため、第2期に続き、総合的な評価（中間評価）を実施した。総合的な評価の実施に当たっては、県民の理解促進、また、定量的な評価を行うため、「施策の効果を示す指標」を県民会議でも検討・設定し評価を行った。

(エ) 課題

- 第3期では、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面型イベントの中止が相次いだことから、コロナ禍においても可能な施策の周知に取り組み、県民意見の収集に努めていく必要がある。
- 令和8年度末に施策大綱期間が終了することから、これまでの取組の成果を県民会議で評価し、県民に分かりやすく説明していく必要がある。



第45回かながわ県民フォーラム（令和2年2月 小田原市城内）

4 施策の定量的評価（モニタリング等）について

(1) 森林の保全・再生

県内水源保全地域におけるスギ・ヒノキ人工林の現況調査の結果、手入れが行われている人工林（ランクA・B）は、約8割を占め、「当面手入れの必要がない」森林（ランクA）の割合は、大幅に増加してきている。

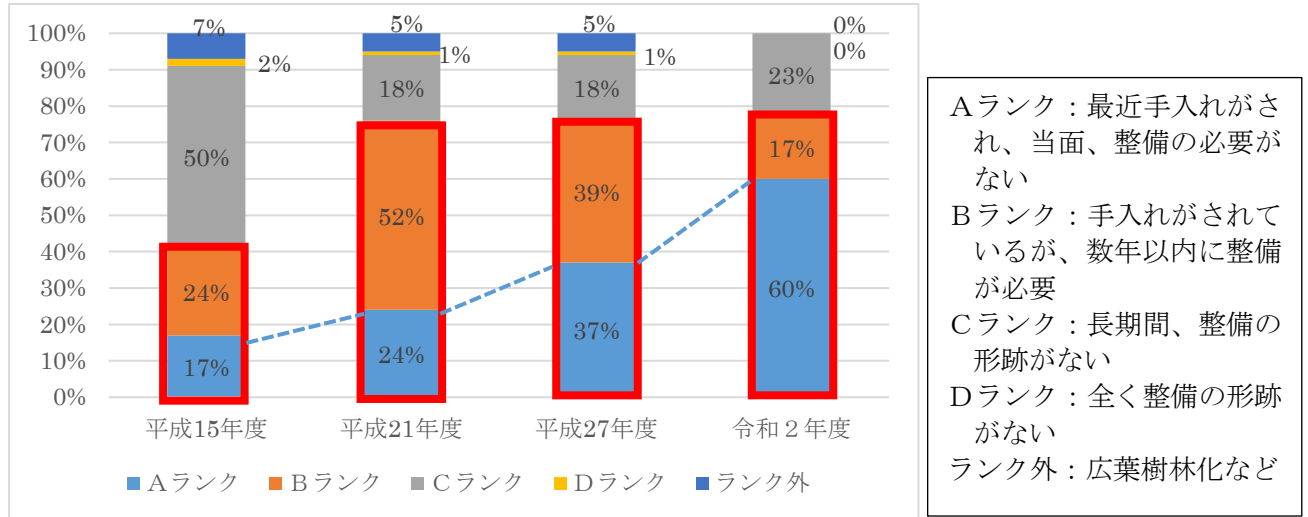


図1 手入れが行われている森林（人工林）の割合

(2) 河川の保全・再生

河川では、水質の向上やきれいな水を好む生物の増加が確認されている。

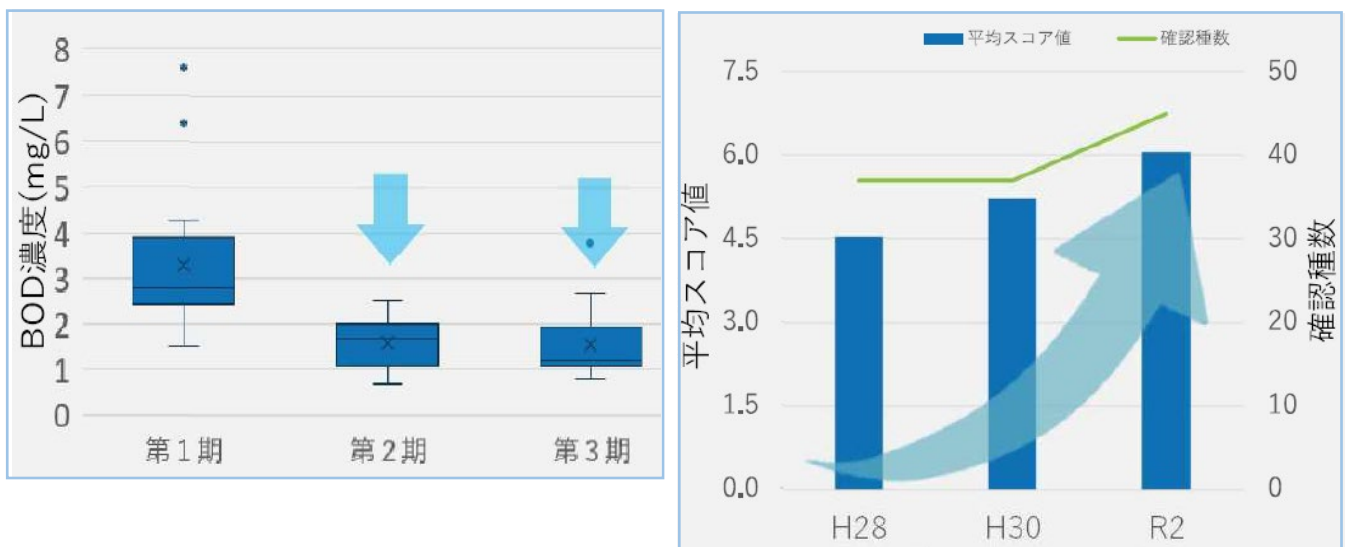


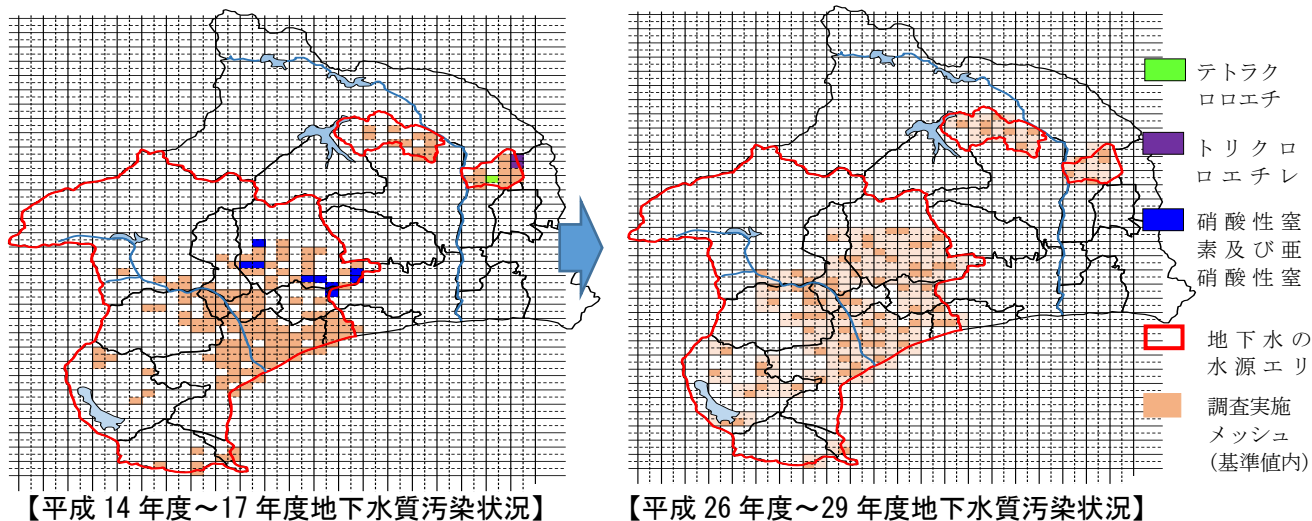
図2 相模原市姥川の河川水路整備の効果（BOD・平均スコア値の変化）

BOD・・・河川の汚れを表す水質指標。姥川に適用される環境基準は2 mg/L以下とされる。

平均スコア値・・・調査で採集された生物から水質及び自然度を数値（スコア）で評価する。数字が高いほど水質がよいとされる。

(3) 地下水の保全・再生

浄化装置の設置等により対策を行った結果、施策開始前に見られた地下水汚染は、環境基準値内であることがモニタリング結果により確認できている。



【平成 14 年度～17 年度地下水質汚染状況】

【平成 26 年度～29 年度地下水質汚染状況】

図 3 地下水質汚染状況の変化（地下水の水源エリアでのメッシュ調査）

(4) 水源環境への負荷軽減

生活排水対策の実施などにより、ダム集水域の処理率は大幅な向上を見せている。（p.9「生活排水処理率の推移」参照。）また、津久井湖、相模湖におけるアオコの異常発生は、近年、ピークアウトしており、発生が抑制されている。

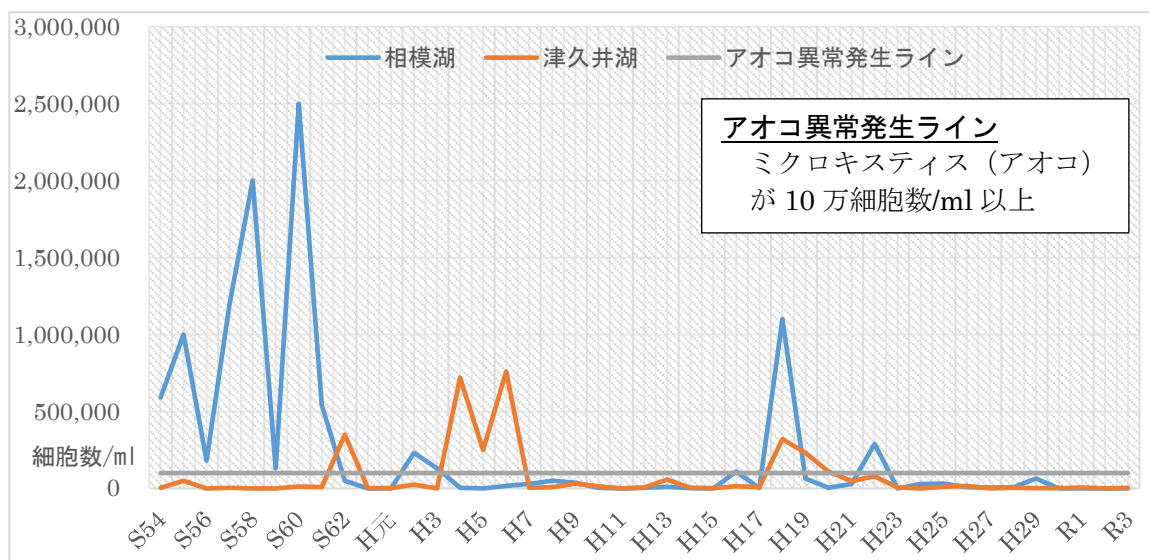


図 4 ダム湖でのアオコ発生状況



施策開始当時からの変化（相模湖）

5 第4期5か年計画

(1) 計画期間 令和4年度から令和8年度まで

(2) 対象事業

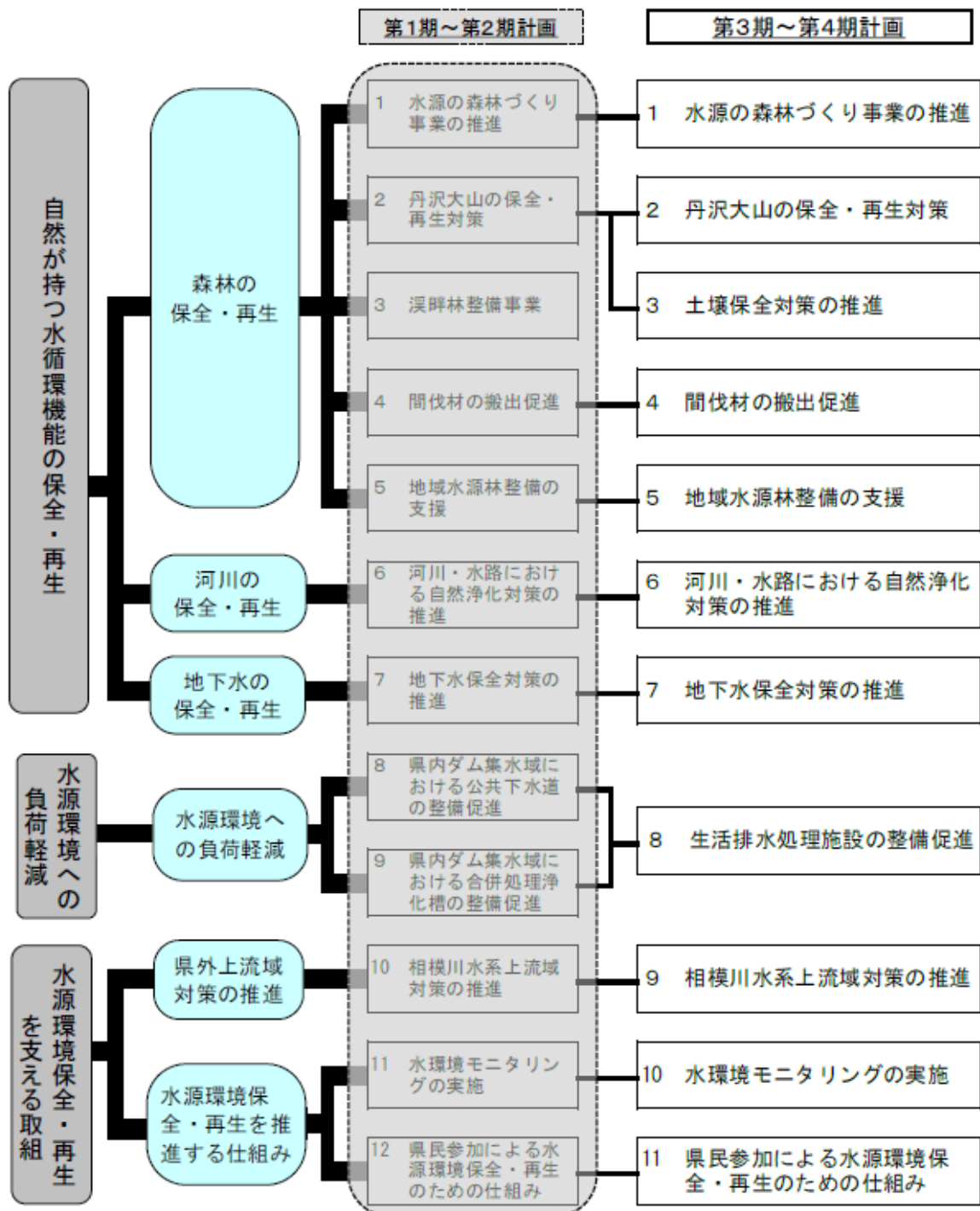
ア 水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもので、県内水源保全地域を中心に実施する取組及び相模川水系県外上流域（山梨県）において両県で共同して行う取組

イ 水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組

(3) 事業数 11事業

(4) 新規必要額 約220億円（5年間の総額）、約44億円（単年度平均）

第4期計画における特別の対策事業の内容



6 第4期5か年計画における取組内容

(1) 森林の保全・再生

ア 水源の森林づくり事業の推進

(ア) 計画数量

第4期5か年計画目標	第3期計画 (参考)
水源林確保 3,400ha	2,700ha
水源林整備 14,500ha	13,400ha
新規就労者の育成 50人	50人

※ 確保面積・整備面積は一般会計分を含む。

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- 所有者に返還した森林は、その後も水源かん養機能など公益的機能が発揮される状態を持続する必要があるため、森林施業の集約化を進める事業者へ水源林の確保地や整備履歴等の情報を提供するなど、民間が主体となった森林管理につなげていく。
- 森林の総合的なマネジメントなど高度なスキルを兼ね備えた技術者を養成するとともに、現在、現場実習の講師を担っている林業事業体自らが「教えるノウハウ」を培い、人材を育成できるよう誘導していく。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
6,231百万円	1,343百万円

※1 事業費は、5か年計画策定時に、百万円単位で算定した水源環境保全税等の充当額

※2 予算額は、百万円未満切捨て（以降同じ）

イ 丹沢大山の保全・再生対策

(ア) 計画数量

第4期5か年計画目標	第3期計画 (参考)
中高標高域シカ管理捕獲 150箇所	150箇所

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- 施策大綱期間終了後を見据え、将来にわたって持続可能な個体数調整や、森林整備と一体化したシカ管理手法の確立に向けて取り組む。
- 植生が衰退し土壌流出の懸念が高まっている地域において、土壌保全対策やシカ管理捕獲を国有林や隣接自治体と連携して実施することを検討していく。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
1,546百万円	327百万円

ウ 土壌保全対策の推進

(ア) 計画数量

第4期5か年計画目標		第3期計画 (参考)
水源林の基盤整備	80箇所	70箇所
中高標高域の自然林	47ha	55ha
高標高域の人工林	70ha	60ha

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- 令和元年東日本台風により発生した崩壊地や大規模化・多様化した箇所の対策のため、自然石やコンクリート等を使用した土木的工法や植栽等の緑化工など、現場状況に応じた土壌保全対策を実施する。
- 高標高域の人工林では、丸太筋工や植生保護柵など現場状況に応じた工種工法を組み合わせ、シカ管理と一体となった土壌保全対策を実施する。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
1,826百万円	423百万円

エ 間伐材の搬出促進

(ア) 計画数量

第4期5か年計画目標		第3期計画 (参考)
搬出量	130,000m ³	120,000m ³
生産指導活動支援	50箇所	50箇所

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- 民間主体の持続的・自立的な森林管理の確立に向け、引き続き、事業量や補助額の段階的な見直しを行いながら、木材生産性向上の取組を促進していく。
- 間伐材搬出手法の実地検証を踏まえ、水源地域に適した搬出方法の普及や、ICTなど新技術を活用した生産性の向上等の生産指導に対し支援を行っていく。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
1,411百万円	305百万円

オ 地域水源林整備の支援

(ア) 計画数量

第4期5か年計画目標	第3期計画 (参考)
私有林確保 575ha	840ha
私有林整備 1,350ha	1,360ha
市町村有林整備 380ha	435ha
高齢級間伐 50ha	100ha

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- 令和元年東日本台風による被害を踏まえ、森林整備手法として、流木被害の未然防止の工夫等の情報を共有するなど技術的な支援を行う。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
3,333百万円	583百万円

(2) 河川の保全・再生

ア 河川・水路における自然浄化対策の推進

(ア) 計画数量

第4期5か年計画目標	第3期計画 (参考)
河川・水路整備 新規5箇所	新規10箇所

※ 第4期5か年計画期間での初回整備を新規とする。

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- 第4期終了後の効果的な河川・水路の整備の参考となるよう、水源環境保全・再生施策として行った河川・水路の整備事例集を作成し、市町村と共有を図っていく。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
947百万円	161百万円

(3) 地下水の保全・再生

ア 地下水保全対策の推進

(ア) 計画数量

- 計画数量の設定なし。

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- 引き続き、有機塩素系化学物質などの汚染がある地域での地下水汚染対策や、地下水の水位、水質のモニタリングを実施する市町村への支援を行う。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
577百万円	145百万円

(4) 水源環境への負荷軽減

ア 生活排水処理施設の整備促進

(ア) 計画数量

第4期5か年計画目標	第3期計画 (参考)
水源保全地域の生活排水処理率 97.6%	96.0%
ダム集水域の生活排水処理率 83.8%	80.8%

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- 施策大綱の将来像の達成に向けて、生活排水処理施設の整備について、市町へのヒアリングで個別の課題を聴取し、その対応を市町とともに検討していく。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
4,562百万円	823百万円

(5) 県外上流域対策の推進

ア 相模川水系上流域対策の推進

(ア) 計画数量

第4期5か年計画目標	第3期計画 (参考)
荒廃森林整備 670ha	728ha
広葉樹林整備 5ha	10ha
放流水の全リン濃度 0.6mg/l	-

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- 引き続き、山梨県との十分な調整・情報共有を行い、共同事業を実施していく。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
217百万円	42百万円

(6) 水源環境保全・再生を推進する仕組み

ア 水環境モニタリングの実施

(ア) 計画数量

- 計画数量の設定なし。

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- これまで実施してきたモニタリング調査の結果を取りまとめるとともに、引き続き、調査精度の向上を図りながら、施策の効果を把握・検証し、施策の最終評価に反映していく。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
1,095百万円	185百万円

イ 県民参加による水源環境保全・再生かながわ県民会議の運営等

(ア) 計画数量

- 計画数量の設定なし。

(イ) 第3期5か年計画の課題への対応

- オンライン形式による県民フォーラムなど、コロナ禍における開催手法を取り入れ、水源環境保全税や施策の認知度をより一層高めていく。
- 平成19年度以降、20年間の取組成果を評価するため、有識者、関係団体、公募委員を構成員とする県民会議とともに、最終評価報告書の作成等に取り組んでいく。

(ウ) 事業費見込み

第4期5か年計画事業費	令和4年度当初予算額
208百万円	62百万円

Ⅷ かながわ農業活性化指針の改定骨子案について

県では、神奈川県都市農業推進条例に基づき、かながわ農業活性化指針（以下「指針」という。）を策定し、農業振興施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。平成29年3月の前回改定から5年が経過し、農業を取り巻く環境が大きく変化していることから、指針を改定することとし、改定に当たっての基本的な考え方等について、令和4年7月の当常任委員会に報告した。

このたび、指針の改定骨子案を作成したので、報告する。

1 改定骨子案の概要

(1) 目標年度

改定指針の目標年度は令和14年度（2032年度）とする。

(2) 農業を取り巻く環境の変化

ア 食料の消費行動の変化

ライフスタイルの変化や新型コロナウイルス感染症の影響等により、食の外部化やインターネット販売の拡大など食に対するニーズが変化している。

イ 経済のグローバル化

T P P 11協定の発効などにより農業を含む経済のグローバル化が進展している。また、不安定な社会情勢や気候変動等により燃油、肥料、飼料等の価格が高騰している。

ウ 持続可能な社会実現への貢献

国連のSDGsの採択を受け、国では「みどりの食料システム戦略」を策定し、化学農薬の使用量低減や有機農業の推進、CO₂ゼロエミッション化に取り組むとしている。

エ リスクへの対応

気候変動・気象災害や家畜伝染病の発生リスクが高まっている。

オ デジタル技術の発展と農業分野での活用

ロボット、AI、IoT等デジタル技術が発展し、農業分野においてもスマート技術が実用化されている。

(3) 課題

ア 県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進

県民に選ばれる農畜産物とするため、産地の活性化による生産量の確保や販路拡大など、県民が県産農畜産物を入手できる取組の強化が必要。また、6次産業化を推進するため、引き続き人材育成や事業計画の策定支援等の取組が必要。

イ 安定的な農業生産と次世代への継承

担い手の育成・確保を図るとともに、販売額を維持するためには、新規就農者や意欲ある農業者の短期間での経営発展・規模拡大やスマート技術の導入等により、生産性を向上させることが必要。

ウ 環境と調和する農業生産

農地等の活用・保全により農業の多面的機能を確保するとともに、持続可能な農業生産のため、環境への負荷を低減した農業の推進や脱炭素化に向けた取組の推進が必要。

(4) めざす姿

前項の課題に対応し、農業の活性化による地産地消を推進するため、今後のかながわの農業のめざす姿を次のとおり設定する。

ア 経営体が意欲を持って県民ニーズに応え安定的に生産を行い、優良農地の有効活用が図られ、次世代に引き継がれている。

イ 県民が都市農業を理解し、新鮮で安全・安心な県産農畜産物を選んで利用している。

ウ 環境と調和した持続可能な農業が営まれ、農業の有する多面的機能が発揮されている。

(5) 主な取組

ア 施策の方向1【生産】しっかりつくる、引き継ぐ

(ア) 多様な担い手の育成・確保及び新規就農者や意欲ある農業者への経営発展段階に応じた支援

(イ) スマート技術などを利用した農畜産物の生産の拡大や産地の強化に向けた支援

(ウ) 試験研究による新品種の育成や新技術の開発及び生産現場への普及

(エ) 農業生産基盤の整備と一体となった担い手への農地集積の促進及び農地の有効活用

(オ) 気候変動・気象災害や家畜伝染病などの発生リスク等への対策の推進

イ 施策の方向2【消費】県民にとどける、選ばれる

(ア) 農畜産物のブランド力の強化や付加価値の向上、販路開拓の支援

(イ) ライフスタイルやニーズの変化に対応した流通・販売対策の支援

(ウ) 農薬安全対策や動物用医薬品の適正使用等の推進による食の安心・安全の確保

(エ) 食育や県産農畜産物を活用した学校給食の推進

ウ 施策の方向3【環境】環境にやさしい

- (ア) 環境負荷低減技術の開発と普及等による有機農業を含めた環境保全型農業の推進
- (イ) 省エネ対策や資源循環など脱炭素化に向けた取組の推進
- (ウ) 農地等の保全活動への支援
- (エ) 畜産環境対策等による都市と共生する農業の推進
- (オ) 農業の有する多面的機能等への県民の理解促進
- (カ) 技術的な支援等による鳥獣被害対策の推進

2 今後のスケジュール（予定）

- 令和4年 11月 都市農業推進審議会で素案を審議
- 12月 環境農政常任委員会へ素案を報告
県民意見募集
- 令和5年 1月 市町村等への素案の説明
- 2月 都市農業推進審議会で改定案を審議、答申
環境農政常任委員会へ改定案を報告
- 3月 指針改定

《参考資料6》

かながわ農業活性化指針改定骨子案

Ⅸ 公益社団法人神奈川県農業公社と一般社団法人神奈川県農業会議の合併について

県主導第三セクターである公益社団法人神奈川県農業公社（以下「農業公社」という。）は、一般社団法人神奈川県農業会議（以下「農業会議」という。）と、連携しながら担い手への農地集積を進めてきた。

農家のニーズに対応し、担い手への更なる農地集積を図るため、両法人は合併する方向となったことから、その概要を報告する。

1 両法人の概要

法人名	農業公社（S44. 6月設立） ※県主導第三セクター	農業会議（S29. 8月設立）
法的 位置づけ	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき知事が指定した「農地中間管理機構」（平成26年7月指定）	農業委員会等に関する法律に基づき知事が指定した「農業委員会ネットワーク機構」（平成28年3月指定）
資本金 （県出資 比率）	55,800 千円 うち県出資額：27,900 千円（50.0%）	
主な業務	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業による農地の貸借の推進（農地を自ら借り入れ、担い手に貸し付ける） 特例事業による農地の売買の推進（農地を自ら買い入れ、担い手に売り渡す） 	<ul style="list-style-type: none"> 県下32農業委員会との連絡調整 農業委員等に対する研修会の実施 農家等への経営相談セミナー開催 農地関連施策の改善についての意見提出
県との 関係	<ul style="list-style-type: none"> 補助金収入 （令和4年度予算 61,082 千円） 農地買入時の資金借入に伴う金融機関に対する県の損失補償 （令和4年度予算 665,450 千円） 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金収入 （令和4年度予算 61,882 千円）

2 合併の背景

(1) 業務実績及び経営状況

農業公社は、県主導第三セクターとして経営改善目標を立て、事業を進めてきたが、貸借や売買の実績は伸び悩み、また経常収支も赤字が続いていた。

(2) これまでの取組

令和元年度から令和3年度まで、農業公社の事務局長ポストへ県職員を派遣し、自主財源を確保して安定経営を目指す等の経営改善を進めた結果、業務実績、経営状況とも改善の兆しが見受けられる。

(3) 今後についての検討結果

令和3年1月から、県、農業公社、農業会議の3者による議論を行い、次のような結果となった。

ア 農業公社は、担い手農家のニーズに即した、きめ細やかな対応ができる組織であることが必要

イ 農業公社の安定した経営には、年間5ヘクタール程度の農地売買の手数料収入が必要

ウ 農業公社の収益はまだ安定しておらず、現行体制のままでは、これ以上の経営改善は難しいため、合併に向けた調整を進める。

3 合併の効果

(1) 相談対応のワンストップ化

農家の経営相談に対し、農地の貸借や売買を提案するなど、きめ細やかな対応が可能となり、農家の経営改善が推進される。

(2) 農地情報の共有の円滑化

農家の貸借希望等に係る関係機関の情報共有が円滑化され、マッチングが推進される。

(3) 農業経営基盤強化促進法等の改正に対する安定的な対応

担い手への農地集積の更なる推進を図ることを目的とした法改正による業務量の増加へも着実に対応できる。

4 合併の概要

(1) 合併予定年月日

令和5年4月1日

(2) 合併の方法

農業公社を存続法人、農業会議を消滅法人とし、農業公社は農業会議の権利義務の全部を承継する。

(3) 新法人の名称

「公益社団法人神奈川県農業会議」とする。(農業公社から名称変更)

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年12月 両法人総会にて合併契約書承認

令和5年4月 新法人発足